

別紙 1

- ・ **中間前金払を適用する。**

この場合において、第 3 7 条は適用しない。

- ・ **部分払を適用する。**

この場合において、第 3 4 条第 3 項及び第 4 項は適用しない。

※中間前金払か部分払のいずれか適用しない方の項を削除し、発注者と受注者の双方が訂
正印を押印する。